

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和3年4月22日(2021.4.22)

【公開番号】特開2019-159149(P2019-159149A)

【公開日】令和1年9月19日(2019.9.19)

【年通号数】公開・登録公報2019-038

【出願番号】特願2018-46801(P2018-46801)

【国際特許分類】

G 03 B 13/02 (2021.01)

G 03 B 17/02 (2021.01)

G 03 B 17/04 (2021.01)

H 04 N 5/225 (2006.01)

【F I】

G 03 B 13/02

G 03 B 17/02

G 03 B 17/04

H 04 N 5/225 2 0 0

H 04 N 5/225 1 0 0

H 04 N 5/225 4 5 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月4日(2021.3.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

上記目的を達成するために、本発明は、装置本体と、係止ピンおよび摺動部を有し、前記装置本体の内部に収納される収納位置と前記装置本体から突出する突出位置との間でスライド移動が可能な可動部と、前記可動部をスライド移動が可能に保持し、前記装置本体に位置決め固定される固定ユニットと、前記可動部を前記装置本体に対して前記突出位置の方向へ付勢する第1の付勢部材と、前記係止ピンが係止される係止部および前記摺動部に当接する当接部を有し、前記固定ユニットに回動軸を中心として回動可能に保持されるレバー部材と、前記レバー部材を前記係止される方向および前記当接する方向へ付勢する第2の付勢部材と、を備え、前記可動部が前記収納位置にあるとき、前記係止ピンが前記係止部に係止された状態で保持され、前記可動部が前記突出位置にあるとき、前記当接部が前記摺動部に当接し、前記可動部を前記突出位置の方向へ付勢し、前記スライド移動の方向から見た場合、前記レバー部材の回動軸に対して、前記当接部が前記係止ピンよりも配置されていることを特徴とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

装置本体と、

係止ピンおよび摺動部を有し、前記装置本体の内部に収納される収納位置と前記装置本

体から突出する突出位置との間でスライド移動が可能な可動部と、

前記可動部をスライド移動が可能に保持し、前記装置本体に位置決め固定される固定ユニットと、

前記可動部を前記装置本体に対して前記突出位置の方向へ付勢する第1の付勢部材と、

前記係止ピンが係止される係止部および前記摺動部に当接する当接部を有し、前記固定ユニットに回動軸を中心として回動可能に保持されるレバー部材と、

前記レバー部材を前記係止される方向および前記当接する方向へ付勢する第2の付勢部材と、を備え、

前記可動部が前記収納位置にあるとき、前記係止ピンが前記係止部に係止された状態で保持され、

前記可動部が前記突出位置にあるとき、前記当接部が前記摺動部に当接し、前記可動部を前記突出位置の方向へ付勢し、

前記スライド移動の方向から見た場合、前記レバー部材の回動軸に対して、前記当接部が前記係止ピンよりも配置されていることを特徴とする撮像装置。

【請求項2】

前記摺動部は、第1の斜面部を有し、前記第1の斜面部は、前記可動部が前記収納位置から前記突出位置へ移動する途中の位置において、前記当接部に当接し、前記レバー部材を前記第2の付勢部材の付勢力に抗して回動させるよう構成されることを特徴とする請求項1に記載の撮像装置。

【請求項3】

前記当接部は、前記可動部が前記突出位置にあるとき、前記摺動部に設けられた第2の斜面部に当接することで、前記可動部を前記突出位置の方向へ付勢することを特徴とする請求項2記載の撮像装置。

【請求項4】

前記第1の斜面部と前記第2の斜面部は、互いに異なる傾斜角度で形成されていることを特徴とする請求項3に記載の撮像装置。

【請求項5】

前記可動部が前記突出位置にあるときに、前記第2の斜面部が前記当接部に圧接することによって、前記可動部と前記固定ユニットの間の電気的導通を行うことを特徴とする請求項3または4に記載の撮像装置。

【請求項6】

前記装置本体には、前記可動部が前記突出位置へ移動した際に、前記可動部の前記係止ピンが係止される凹部が形成されていることを特徴とする請求項1乃至5のいずれか一項に記載の撮像装置。

【請求項7】

前記可動部が表示ユニットであることを特徴とする請求項1乃至6のいずれか一項に記載の撮像装置。

【請求項8】

前記表示ユニットが電子ビューファインダであることを特徴とする請求項7に記載の撮像装置。